

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年8月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000096 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000012 号

第1 結論

昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 7 月 21 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 22 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 7 月 21 日まで

会社を退職した際、会社から国民年金の申込書をもらい最寄りの金融機関で手続を行うよう言われたため、昭和 51 年 8 月頃に、A 市にある B 銀行の本店で国民年金の加入及び口座振替の手続をした。請求期間の国民年金保険料については、全て夫の口座から口座振替により納付しているはずである。当時の銀行の担当者の名前も思い出したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職し B 銀行本店で国民年金の加入手続を行い、昭和 51 年 8 月分から国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）を新規に付番する払出事務が行われているところ、請求期間に A 市において払い出された手帳記号番号について、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者の手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の主張する A 市において昭和 51 年 8 月頃に、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、請求者の手帳記号番号「*」は、国民年金被保険者名簿及び請求者に係るオンライン記録により、昭和 52 年 7 月 21 日に請求者が国民年金に任意加入したことに伴い払い出されたと推認されるが、請求期間については、請求者の配偶者が厚生年金保険の被保険者であることから国民年金の任意加入が可能であった期間であり、国民年金の任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得する旨が規定されていることから、制度上、当該払出時点では、

請求期間に遡って国民年金の加入及び保険料の納付をすることはできない。

さらに、A市は請求者の請求期間に係る加入状況を確認できる資料はない旨回答している上、「広報A昭和60・1・9」には、昭和60年4月から国民年金保険料の口座振替による納付が始まる旨記載されており、請求者の主張する納付方法は請求期間当時のA市における国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

加えて、請求者が国民年金保険料を口座振替していたとする請求者の夫の口座についてB銀行に照会したが、請求期間当時の取引履歴は保管しておらず、請求者が記憶する担当者についても詳細は不明であり、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求者のA市に係る国民年金被保険者名簿の取得年月日欄には昭和52年7月21日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。